

第2回社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会

平成23年4月11日

資料5

## 論点に関する参考資料

# 年金制度における様々な「期間」について

|                        | 対象となる期間(考え方)   | 効果  |
|------------------------|--|---|
| 合算対象期間<br>(いわゆる「カラ期間」) | <p>国民年金の強制加入期間でない期間のうち、昭和36年4月から昭和61年3月末までの間に厚生年金等の加入者の配偶者であった期間、昭和61年4月以後、日本人であって海外に居住していた期間など(任意加入していた期間を除く。)</p> <p>(考え方)<br/>強制加入ではない期間が長期である者が無年金となることを防ぐもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受給資格期間に含めることができる</li> <li>○ 年金額には反映されない</li> <li>○ 追納はできない(被保険者期間ではない)</li> <li>○ 障害年金・遺族年金の受給要件の判断には用いられない</li> </ul>   |
| 学生納付特例期間<br>(注1)       | <p>国民年金の第1号被保険者期間のうち、前年の本人の所得が一定以下の在学期間(本人から申請が必要)</p> <p>(考え方)<br/>一般に稼働能力がないと想定される学生について、親が保険料を負担する必要がなくなるよう、本人が社会人になってから保険料を納付することを期待して、保険料の納付を要しないこととするもの</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受給資格期間に含めることができる</li> <li>○ 年金額には反映されない</li> <li>○ 10年間は追納可能(当時の保険料額に一定の加算)</li> <li>○ 障害年金・遺族年金の受給要件に含まれる</li> </ul>  |
| 保険料申請免除期間              | <p>国民年金の第1号被保険者期間のうち、前年の世帯所得が一定以下の期間(本人からの申請が必要)</p> <p>(考え方)<br/>保険料を納めることが困難な低所得者層についても老齢年金による一定の所得保障を行うもの</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受給資格期間に含めることができる</li> <li>○ 年金額には、一部反映される(全額免除の場合には2分の1)</li> <li>○ 10年間は追納可能(当時の保険料額に一定の加算)</li> <li>○ 障害年金・遺族年金の受給要件に含まれる</li> </ul>   |
| 未納・未加入期間               | <p>国民年金の第1号被保険者期間のうち、保険料の納付がなされず、免除等の申請も行っていない期間</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受給資格期間に含まれない</li> <li>○ 年金額に反映されない</li> <li>○ 過去2年前までの分は納付義務があり、保険料の納付が可能</li> <li>○ 障害年金・遺族年金の受給要件に含まれない</li> </ul> <p>[年金確保支援法案(注2)による後納]<br/>(3年間の時限措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去10年前まで、希望すれば納付可能(当時の保険料額に一定の加算)</li> </ul> |

(注1)同様のものとして、30歳未満の若年者を対象とした「若年者納付猶予制度」がある。

(注2)現在、参議院で継続審議中の「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」において、将来の無年金・低年金の発生を防止し、高齢期の所得の確保を支援する観点から、納付可能期間を10年に延長する制度(後納制度)を盛り込んでいる。

## 参議院で継続審議となっている年金確保支援法案における 国民年金保険料の納付可能期間の延長案の内容

- 保険料を納めやすくすることで、無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間に係るものについて本人の希望により保険料納付を行うことを可能とする（衆議院での修正により、3年間の時限措置とされた）。

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

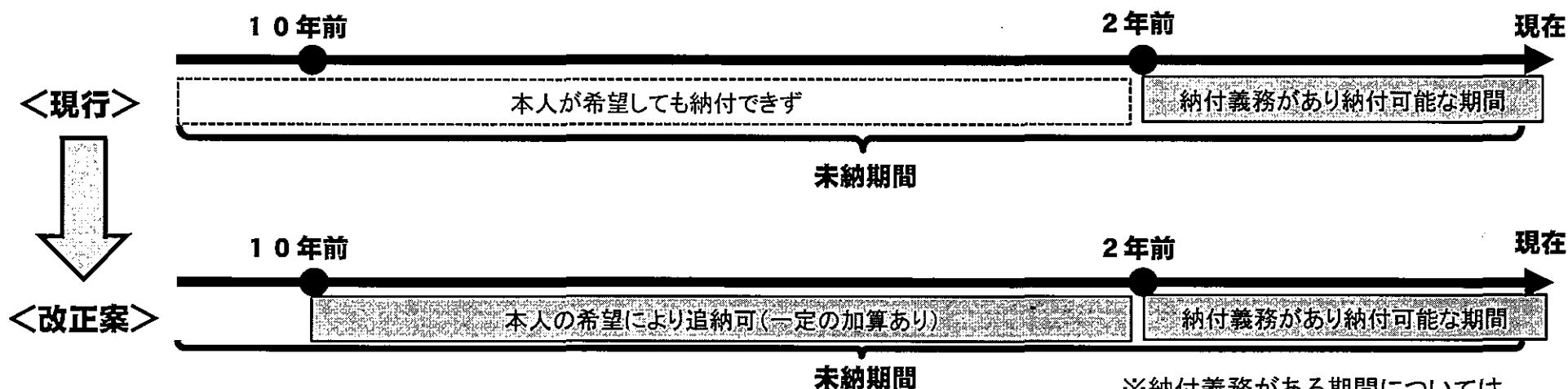
（強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象）

対象者：過去の未納期間を有する者（受給権者を除く）

納付期限：保険料納付期限から10年間

保険料額：当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額

（現行の保険料免除期間に対する追納保険料額（平成23年度：14,340円～15,350円）と同様に設定。）



※納付義務がある期間については、  
一定の場合には強制徴収も可能

## 保険料免除期間に係る追納保険料額について(平成23年度)

| 追納対象<br>年度             | 平成13年度           | 平成14年度           | 平成15年度           | 平成16年度           | 平成17年度         | 平成18年度         | 平成19年度         | 平成20年度         |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 当時の<br>保険料額            | 13,300           | 13,300           | 13,300           | 13,300           | 13,580         | 13,860         | 14,100         | 14,410         |
| 加算額<br>(追納加算率)         | 2,050<br>(0.154) | 1,460<br>(0.110) | 1,240<br>(0.093) | 1,040<br>(0.078) | 800<br>(0.059) | 580<br>(0.042) | 370<br>(0.026) | 170<br>(0.012) |
| 追納<br>保険料額<br>(平成22年度) | 15,350           | 14,760           | 14,540           | 14,340           | 14,380         | 14,440         | 14,470         | 14,580         |

※ 追納加算率は、10年国債の表面利率等を勘案して設定。

※ 徴収時効経過前の2年間の保険料(平成21年、22度分)には加算は付されない。

## 過去の特例納付制度について

|                          | 第 1 回  | 第 2 回  | 第 3 回  |
|--------------------------|--|--|--|
| 実 施 時 期                  | 昭和45年7月～47年6月<br>(44年改正)   | 昭和49年1月～50年12月<br>(48年改正)  | 昭和53年7月～55年6月<br>(53年改正)   |
| 趣 旨 ・ 背 景                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料納付済期間・免除期間以外の期間を有する者の年金権を確保する。(解説書より)</li> <li>・ 制度創設当時に、被保険者の理解不足があった。(国会答弁より)</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金受給資格を確保する途を開く。(解説書より)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去二回特例納付をやっているが、さらに無年金対策を講じるようにという希望が多かった。(国会答弁より)</li> </ul>   |
| 納 付 可 能 期 間              | <p style="text-align: center;">昭和36年4月～45年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強制加入被保険者期間のうち、納付済期間、免除期間以外の期間</li> <li>・ 高齢任意加入被保険者期間</li> </ul> | <p style="text-align: center;">昭和36年4月～48年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強制加入被保険者期間のうち、納付済期間、免除期間以外の期間</li> </ul> | <p style="text-align: center;">昭和36年4月～53年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強制加入被保険者期間のうち、納付済期間、免除期間以外の期間</li> <li>・ (65歳以上の者は老齢(通老)年金の受給資格期間を満たす年数分まで納付可能)</li> </ul> |
| 対 象 者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳未満の者</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳未満の者</li> <li>・ 老齢(通老)年金受給権者以外の者</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢(通老)年金受給権者以外の者</li> </ul>   |
| 1ヶ月当りの保険料<br><br>( 参 考 ) | 450円<br><br>昭和45年7月～昭和47年6月までの<br>保険料額と同額  | 900円<br><br>昭和49年1月～12月までの保険料額と同額  | 4,000円<br><br>昭和53年7月～昭和55年6月までの<br>保険料額で最も高いのは、3,770円   |

※ 「強制加入被保険者期間」とは、20歳から60歳までにおける被用者年金被保険者以外の期間(現行法においては第1号被保険者期間)  
「高齢任意加入被保険者期間」とは、明治39年4月2日～44年4月1日生まれの者(国民年金制度発足当時50歳超55歳以下の者)における任意加入期間

## 国民年金保険料（月額）の推移

| 実施時期    | 20～34歳 | 35歳以上 |         |         |
|---------|--------|-------|---------|---------|
|         |        |       | S62. 4～ | 7,400円  |
| S36. 4～ | 100円   | 150円  | S63. 4～ | 7,700円  |
| S42. 1～ | 200円   | 250円  | H元. 4～  | 8,000円  |
| S44. 1～ | 250円   | 300円  | H 2. 4～ | 8,400円  |
| S45. 7～ | 450円   |       | H 3. 4～ | 9,000円  |
| S47. 7～ | 550円   |       | H 4. 4～ | 9,700円  |
| S49. 1～ | 900円   |       | H 5. 4～ | 10,500円 |
| S50. 1～ | 1,100円 |       | H 6. 4～ | 11,100円 |
| S51. 4～ | 1,400円 |       | H 7. 4～ | 11,700円 |
| S52. 4～ | 2,200円 |       | H 8. 4～ | 12,300円 |
| S53. 4～ | 2,730円 |       | H 9. 4～ | 12,800円 |
| S54. 4～ | 3,300円 |       | H10. 4～ | 13,300円 |
| S55. 4～ | 3,770円 |       | H17. 4～ | 13,580円 |
| S56. 4～ | 4,500円 |       | H18. 4～ | 13,860円 |
| S57. 4～ | 5,220円 |       | H19. 4～ | 14,100円 |
| S58. 4～ | 5,830円 |       | H20. 4～ | 14,410円 |
| S59. 4～ | 6,220円 |       | H21. 4～ | 14,660円 |
| S60. 4～ | 6,740円 |       | H22. 4～ | 15,100円 |
| S61. 4～ | 7,100円 |       | H23. 4～ | 15,020円 |

平成23年1月1日から2月24日までの間に裁定を行ったもののうち、「運用3号」による取扱いの対象となる期間を有している者の状況について

- 平成23年2月24日までに裁定を行った方のうち、「運用3号」による取扱いの対象となる期間を有する者 1,314人
- 1,314人のうち、不整合月数（注）が1月以上あり、年金額に影響があると考えられる者 988人
  - 内訳
 

|   |            |             |
|---|------------|-------------|
| { | 1月以上1年未満の者 | 651人（65.9%） |
|   | 1年以上5年未満の者 | 233人（23.5%） |
|   | 5年以上の者     | 104人（10.6%） |
- 988人の一人あたりの不整合月数 約19.9月
- 不整合月数が最も長い者の不整合月数 259月

（注） 不整合月数とは、本来ならば第1号被保険者として記録すべきところ、第3号被保険者として記録されている月数のことをいう。ただし、直近2年の間にある当該月数を除く。